

女性のWLB支援 (育児支援としての庁舎の一時使用)

千葉 瑞恵

中部地方整備局 総務部 厚生課 (〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1)

災害、事故時には昼夜を問わず行政サービスを提供していくことが求められている災害官庁においては、結婚・出産の影響を受けやすい女性には多くの困難が伴います。

その中でWLBをいかにとるか、また、一時的な災害等を想定し、子供の預け先がない場合に一時使用で庁舎を利用し保育等できないかという視点で職場としての支援を研究します。

キーワード：WLB、育児支援、災害、庁舎の一時使用

1. WLBとは

WLBとは文字どおり、仕事と生活の調和である。しかしながら職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加や趣味等をより重視す

る人などがいて、さまざまな方向性がある。

子供がいる場合、職場の仕事と、育児が主軸の生活とのバランスをとることがWLBとなるだろうか。

内閣府は、仕事と生活の調和が実現した社会の姿を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に

仕事と生活の調和が実現した社会の姿

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

①就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

○就業率(②、③にも関連)
＜女性(25～44歳)＞
現状 64.9% → 2017年 69～72%
＜高齢者(60～64歳)＞
現状 52.6% → 2017年 60～61%

○フリーターの数
現状 187万人 → 2017年
144.7万人以下

②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

○週労働時間60時間以上の雇用者の割合
現状 10.8% → 2017年 半減
○年次有給休暇取得率
現状 46.6% → 2017年 完全取得

③多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

《行動指針に掲げる目標(代表例)》

○第1子出産前後の女性の継続就業率
現状 38.0% → 2017年 55%
○育児休業取得率
(女性)現状 72.3% → 2017年 80%
(男性)現状 0.50% → 2017年 10%
○男性の育児・家事時間(6歳未満児のいる家庭)
現状 60分/日 → 2017年 2.5時間/日

応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としている。

2. 災害時のWLB

台風などの災害時などの緊急時については、危険が伴うため、子供と一緒に安全な場所で待機することは、本来は親の役目であるだろう。一方で、災害官庁の職員としては、必要な場合は職場で対応をしなければならない。

最初に述べたように、WLBのとり方は、人によっても、ライフステージによっても変わってくるもののため、子育て時期にはローテーションを後順位に回してもらい、そのかわり子育てに目処がついてきたらローテーションの順位を上げる、頻度を上げるような対応が都合がよく、実際のそのような配慮がされているところである。しかしながら、子供がいるいないにかかわらず職員全体のWLBは大事であり、都合がつく限り対応する必要があるだろう。

3. 緊急時の子供の預かり先

上記の災害のほか子供がいる場合、しばしば「どうしても仕事に行かなければいけないのに子供を預ける先がない」という問題が発生することがある。

たとえば、子供が病気にかかってしまったとき（法定伝染病、高熱）、普段子供の面倒をみってくれる配偶者や親が病気にかかってしまったときや仕事があるとき、保育園、小学校、学童保育所が休みになったときなどが挙げられる。

そのような場合、多くは家族の中で調整をとったり、別の公的サービス（病時保育）を利用したり、シッターに委託して家でみてもらったり、友人、知り合いに頼むこと、また子供が大きくなっている場合は子供を家で待機させることで対応することをしているかと思う。

しかし、預かり先が全く見つからなかったり、子供が小学校低学年で自宅待機ができない（特に災害時は危険）としたらどうだろうか。

災害については、以下のとおり通常の公共サービスや義務教育ではカバーできないことが多い。

保育園等	
営業時間	7:30～19:00 くらい
休園日	日、祝、年始年末、園によってはお盆休み等
台風等災害時	大雨洪水警報、暴風警報等で休み、警報がなくなり次第開園

幼稚園、小学校	
営業時間	8:00～15:00 くらい
休校	土、日、祝、夏休み、冬休み、春休み

台風等災害時	暴風警報で休校、休園（名古屋市）
--------	------------------

学童保育所	
営業時間	放課後～19:00 くらい
休所	日、祝、
台風等災害時	小学校の対応に準ずる ※学級閉鎖時利用不可

4. 庁舎の一時使用での対応

そこで、今回は台風のような、一時的な災害を想定した上で、誰もが一度は考えたことのある、「子供を職場に連れてくる」という方法での支援について考えたいと思う。担当業務や災害対応を余儀なくされる場合もあることから、どうしても、のときに「子供を職場に連れてくる」という選択肢を増やすことで、少しでも安心して働ける職員や、WLBをとれる職員がでてくるのではないかな。

今回は「今すぐ実現可能な支援方法」を検討する今年度の出水期にも支援できるイメージである。

なお、この提案は、子供を連れてでも常に災害時に対応するべきだ、というものではない。

(1) 保育施設についての検討

保育施設については、公立や私立などの保育園やこども園のほか、厚生労働本省の保育所、国土交通本省のある合同庁舎内霞ヶ関保育所、自衛隊の保育所、その他民間企業にある雇用主が従業員のために用意する事業所内保育施設等がある。

業務の支援策として、まず事業内保育所の設置検討も考えられる。しかし中部地整では事業所が小さく、各事務所で保育園を運営するには、多大なコストがかかるわりに利用できる職員が少ないこと、保育園選びは職員ひとりひとりの考え方や生活に大きく関わる場所であり、事業所内に保育施設があれば利用するというものでもない。ほか、事業主が開設する一時的な保育所も検討できる。イメージ的にはイベント時等に設置する託児であるが認可外保育所と同等の設備が必要とされる。

また、育児支援というと未就学児を意識しがちだが、上記表のとおり、小学生になると公的サービスが手薄になる。一般にいう「小一の壁」のひとつであり、隙間にあたる場所の支援についても考えたい。

【参考：認可外保育所の設置について】

半年を限度として臨時に設置される保育施設は市町村に届出は不要だが無認可保育所の設置基準に準ずる施設が必要となる。

必要施設(認可外保育施設指導監督基準より)

面積	1.65㎡/1人 以上 ただし、1日に保育する乳幼児の数が常時5人以下の施設については、3.3㎡/1人 以上乳児(概ね1歳未満の児童をいう。)の安全を確保するため、乳児と幼児のそれぞれの保育を行う場所を区分できること。
屋外遊技場	定めなし
給食	家庭から持参、外部搬入、自園調理等により提供
必要施設	保育室 採光、換気、衛生及び安全が確保されていること。
	便所 手洗設備を備え、保育室及び調理室と区分され、児童が安全に使用できること。便器の数は概ね幼児20人にひとつ以上用意すること。
	調理室 調理設備は安全に区画され、衛生的な状態を保持できること。
保育従事者	0歳児 3人に 1人の保育従事者 1・2歳児 6人に 1人の保育従事者 3歳児 20人に1人の保育従事者 4歳児 30人に1人の保育従事者 必要数のうち1/3以上保育士有資格者

局内で「今使用できる施設の中で」を検討した場合、採光や水道施設等が基準に満たないため、庁舎内での保育は難しい。一方で、比較的スペースに余裕がある事務所や出張所においては、民間の育児支援サービスが受けられないことが多いが、食堂や手洗い場所やトイレ等も整っており、庁舎については事業主が開設する無認可保育所としてそのまま使える施設もある。

(2) 庁舎の一時使用の検討

そのため、今ある施設を使った支援を考えたとき、事業所が保育所を設置して常時支援を行うという支援の仕方ではなく、庁舎使用の主体を職員個人とし、一時的に子供を庁舎に在庁させるために職員が庁舎を使用することを支援する方法が現実的である。職員には職務専念義務があるため、子供を預かる方法についても確認する必要がある。

使用方法の例としては、

- ・子供がいる職員のグループが、休暇を交代でとるなどして、子供を預かる。
- ・子供がいる職員が、ベビーシッターやファミリーサポートサービス等を利用し、職場で子供の面倒をみてもらう。(その際のサービス利用料金は自己負担)
- ・小学生以上の子供であれば、子供だけで待機させる

庁舎を子供や付き添いの人に使用させるのは「庁舎の目的外使用」となる。

国土交通省庁舎の管理に関する訓令では、「日常の業務の遂行を妨げなく庁舎秩序の継続、災害の防止に支障がない場所であれば庁舎の目的外使用が許可できる」となっている。

庁舎管理者(事務所長、出張所長)の判断によるところが大きいが、検討の余地はあると思う。

許可できる場所で、子供を待機させられる場所とし

て考えられるのが、執務室から離れたところにある休養室、食堂などである。

それでは、実際に利用するにあたり検討することを例示してみたいと思う。

1. 職務専念義務の観点から
 - ・執務室から離れた個室が確保できること
 - ・職員は職務に専念すること
 - ・庁舎内を歩きまわるなど業務の妨げになる行動をしないこと
2. 庁舎管理の観点から
 - ・個室を他に利用する予定がないこと
 - ・危険物、腐敗物の持ち込みはしないこと
 - ・ストーブなど火気の利用は禁止
 - ・喫煙は喫煙室以外でしないこと
 - ・使用後の清掃を利用者がすること
3. 安全配慮の観点から
 - ・無線や電気設備など一般の人が触れてはいけないものが置いていない場所であること
 - ・利用者が、学校保健安全法第19条に指定する病気ではないこと(学校保健安全法第19条 ポリオ、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ、インフルエンザ、百日咳、麻疹、おたふくかぜ、風疹、プール熱、結核、コレラ、チフス)
 - ・保育園や小学校のような子供が利用することを想定していない建物であることに十分留意すること
 - ・小学生3年生以下は、事故が起きないよう付き添いをつけること、など
4. その他施設利用にかかる一般的な注意事項
 - ・利用者の故意または過失による施設または設備、備品の毀損、汚損、滅失させたときは利用者が損害を賠償するものとする
 - ・施設の利用に伴う人身事故及び盗難等の全ての事故については、当施設に過失が無い限り、一切の責任をおわないこととする

庁舎管理者としては、使用電気料徴収の検討や、子供その他、シッターなどの他人が使用する場合は、身分の確認を行うことが必要かと思われる。

勤務時間管理としては、業務の分配をし直しても、その時その職員が仕事をしなければならないのかを確認するといえると思う。

【参考】国土交通省庁舎の管理に関する訓令(抄)

(庁舎等の目的外使用)

第6条

管理者は、法令又はこの訓令において別段の定めがある場合のほか、庁舎等をその目的外に使用させてはならない。ただし、日常の業務の遂行を妨げず、かつ、庁舎等における秩序の維持及び災害の防止に支障がないと認められる場合に限り、庁舎等の目的外使用を許可することができる。

(3) 地域事情を配慮する

特に都市部でない事務所は、一時使用の判断ができたら総務課としては、所在市町村の、子育て支援についての状況や近隣のシッターサービスの情報を確認しておくといふ。

たとえば越美山系砂防事務所のある揖斐川町では、民間のシッターサービスが受けられない。(岐阜県内はシッターサービスがほとんどなく託児が主である。名古屋市の業者に問い合わせたところサービス圏外とのことである。)揖斐川町ではファミリーサポート制度はなく(需要がないため今後も制度化の予定なし)公的保育しか子供の預け先がないのが現状である。シルバー人材センターを利用すれば保育者または付き添い者(保育士資格保持者についても)見つかる可能性が高いそうだが(事前登録が必要)。

※H29.3 電話聞き取りによる調べ。揖斐川町役場子育て支援課、揖斐川町シルバー人材センター)

一方で、名古屋市内は、民間の託児サービスをはじめファミリーサポートサービスの利用など、選択肢はたくさんある。

地域事情により、災害が起きる頃に慌てても対応できないかもしれないからである。

4. 最後に

職場に子供を連れてくるというのは、「緊急時にはやむを得ないのではないかと漠然と考えているが実際に自分がやってみる、上司としてOKを出すという二の足を踏んでしまうのが実情だと思う。環境を整えることで職場のできる業務支援および子育て支援ができるのではないかと。

職場や家庭、地域で、男女の固定的な役割分担意識が残っているなかで、男性が急に仕事と子育てをしなければいけないこともあるだろう。女性のWLBというものの、地整の子育て世代の70%以上が男性である以上、男性のWLB対応としても有効だと考えている。

仕事と生活の双方を充実させようとする人にとってよい提案になればよい。

参考資料 内閣府HP

<http://www.cao.go.jp/wlb/towa/pdf/figure.pdf>